



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

中野短信

a short letter 第39号

2013年10月16日発行
TEL: 075-431-4361
FAX: 075-431-4365

「消費税増税事前チェックリスト」のご案内

今月1日に、安倍首相が消費税率を来年4月から8%に引き上げることを表明し、消費税率アップが決定しました。

これを受けて、弊所では別紙のとおり「消費税増税事前チェックリスト」を作成しましたので、ご案内申し上げます。

紙面の都合上、要点記載に止めておりますので、詳細につきましては各担当者にご相談ください。

(チェックリストの文字が小さいため、読みにくい箇所がございましたら、ご面倒ですが担当者にご一報ください。)

第47279号

2013

10月

2日

水曜日

2013年(平成25年)10月2日 水曜日

消費税 4月8%決定

10%は「再度判断」

首相「社会保障を安定



記者会見で来年4月から消費税率を8%へ引き上げること表明する安倍首相。1日夕、首相官邸

首相会見と経済対策ポイント

- 首相会見**
 - 2014年4月の消費増税で、経済再生と財政健全化の両立は可能。直ぐの増税を断念し、社会が円滑の責任
 - 東日本大震災の復興財源の確保を前提に、復興特別法人税を1年前置きして13年度末の課税を12月中旬に結算
 - 法人税の実効税率引き下げは、国際競争に打ち勝つため真摯に検討
 - 15年10月の消費税率10%へ引き上げは、特許期間満了の適切な準備
- 経済対策**
 - 特産対策の規模は1兆円余りの減税措置を含め6兆円規模
 - 設備投資減税や再増大促進税制を拡充
 - 低所得者や住宅購入者への給付金制度創設
 - 東日本大震災の被災地の復興を加速

政府は1日の閣議で、消費税率を来年4月1日に予定通り8%から8%へ引き上げることを決めた。安倍首相は記者会見で記者を前に「社会保障を安定させたい財政を再考するため、財政健全化は持ったなし」と、増税の断念を表明した。2015年10月に予定する消費税率10%への引き上げは「あらかじめ、経済状況をよく見極める必要がある」と述べた。

増税の回避を断念し、増税を断念する。安倍首相は記者会見で記者を前に「社会保障を安定させたい財政を再考するため、財政健全化は持ったなし」と、増税の断念を表明した。2015年10月に予定する消費税率10%への引き上げは「あらかじめ、経済状況をよく見極める必要がある」と述べた。

記者会見で来年4月から消費税率を8%へ引き上げること表明する安倍首相。1日夕、首相官邸

家



消費税増税事前チェックリスト

消費税増税に適切に対応するための一般的な事項を記載した事前チェックシートです。現状を把握するためにもご活用ください。

新消費税法施行日：平成26年4月1日(8%)、予定平成27年10月1日(10%)

	項 目	チェック												
売上	① 税率変更を機に価格転嫁するか、税込価格を据置いて実質値下げを行うかについて検討しましたか。 税負担や、商品戦略に応じて、価格を検討する必要があるでしょう。	<input type="checkbox"/>												
	② 経過措置（旧税率）が適用される取引を確認していますか。	<input type="checkbox"/>												
	③ 値札やカタログ、インターネットホームページの価格表など、税率変更に対応する準備はできていますか。自社の消費税額の表示を確認しましたか。 ※現在、小売段階では総額表示が義務づけられていますが、2段階で税率が上げられることに対する事務負担軽減のため、「外税表示」「税抜価格の強調表示」が認められます。この総額表示義務が緩和される期間は、平成25年10月1日から平成29年3月31日までです。また、この措置は、表示される価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じることを要件としています。例えば、下記のような表示が誤認防止措置に該当するとされています。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;"><総額表示の例></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><外税表示の例></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円(税込)</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">10,000円(税抜)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円(税抜価格10,000円)</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">10,000円+税</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円(うち消費税額等800円)</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">10,000円+800円(税)</td> </tr> </table> 詳細は、財務省「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」参照	<総額表示の例>		<外税表示の例>	10,800円(税込)	→	10,000円(税抜)	10,800円(税抜価格10,000円)	→	10,000円+税	10,800円(うち消費税額等800円)	→	10,000円+800円(税)	<input type="checkbox"/>
	<総額表示の例>		<外税表示の例>											
	10,800円(税込)	→	10,000円(税抜)											
	10,800円(税抜価格10,000円)	→	10,000円+税											
	10,800円(うち消費税額等800円)	→	10,000円+800円(税)											
	※販売価格を、現行税率(5%)でキリのよい数字に設定している場合、増税後に税込価格に端数が出るために、値上げ調整を検討している場合には、注意が必要です。消費者庁で物価モニター制度が復活し、増税分以上の便乗値上げが起きていないか監視し、問題があれば関係省庁に連絡がいくことになっています。													
	※また、「消費税還元セール」など、消費税の転嫁をしていない旨の表示は禁止されます。 詳細は、消費者庁「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」参照													
	④ レジに税率の変更予約機能があるか確認しましたか。	<input type="checkbox"/>												
⑤ 自社の見積書、請求書等の消費税額の表示方法を確認し、システムなどが税率変更に対応できるか確認しましたか。	<input type="checkbox"/>													
⑥ 請求の締め日は未締めですか。 ※NOの場合、H26年3月は一旦未締めを行い、新消費税法施行日前・以後の売上を区分して請求を行うことが望ましいでしょう。	<input type="checkbox"/>													
⑦ 過去に取引契約を交わしている場合には、取引価額が税込か税抜かを確認しましたか。 ※税込で契約を交わしている場合、または税率引上げ時期をまたぐ契約となる場合は、税率引上げ後に引上げ分の金額をもらえないなどのトラブルが想定されます。新税率で取引できるように、契約改定など取引先と相談しましょう。	<input type="checkbox"/>													
⑧ 返品等（値引・返品・割戻し）の処理は自社で定められていますか。 ※平成26年3月31日までにいった販売等で、4月1日以後に返品を受けている場合には、経過措置が設けられており、新税率ではなく、旧税率を適用して計算します。 ただし、例えば、4月中に返品を受けた商品は、3月中の販売に対応するものとして継続処理している場合などは、事業者が継続している合理的方法により返品消費税を計算してもよいとされます。 ※また、4月1日以後の売上代金の受領時に、3月31日までの返品金額を控除する場合には、適用税率が異なるため、注意が必要です。	<input type="checkbox"/>													

仕入・経費	⑨	経過措置（旧税率）が適用される取引を確認していますか。	<input type="checkbox"/>																																													
	⑩	請求の締め日は未締めですか。 ※NOの場合、新消費税法施行日をまたぐ取引については、取引先の納品書・請求書から、施行日前・以後の取引を区分して、仕入・経費の計上を行いましょ。	<input type="checkbox"/>																																													
	⑪	返品を行った場合は、仕入等を行った時の税率で、返品消費税額を計算することができますか。 ※平成26年3月31日までにを行った仕入等で、4月1日以後に返品する場合には、経過措置が設けられており、新税率ではなく、旧税率を適用して計算します。 ※4月1日以後の仕入等の代金の支払時に、3月31日までの返品金額を控除する場合には、適用税率が異なるため、注意が必要です。	<input type="checkbox"/>																																													
申告・納税	⑫	税額の計算方法（本則または簡易）を把握していますか。	<input type="checkbox"/>																																													
	⑬	納税額がどの程度増加するか試算しましたか。 (例)簡易課税で申告 税売上高1500万円の場合 (単位:円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">みなし 仕入率</th> <th rowspan="2">5%の 納税額(A)</th> <th colspan="2">8%の納税額(B)</th> <th colspan="2">10%の納税額(C)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(B)-(A)</th> <th></th> <th>(C)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業</td> <td>90%</td> <td>75,000</td> <td>120,000</td> <td>45,000</td> <td>150,000</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>80%</td> <td>150,000</td> <td>240,000</td> <td>90,000</td> <td>300,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>製造業等</td> <td>70%</td> <td>225,000</td> <td>360,000</td> <td>135,000</td> <td>450,000</td> <td>225,000</td> </tr> <tr> <td>飲食業等</td> <td>60%</td> <td>300,000</td> <td>480,000</td> <td>180,000</td> <td>600,000</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>50%</td> <td>375,000</td> <td>600,000</td> <td>225,000</td> <td>750,000</td> <td>375,000</td> </tr> </tbody> </table>		みなし 仕入率	5%の 納税額(A)	8%の納税額(B)		10%の納税額(C)			(B)-(A)		(C)-(A)	卸売業	90%	75,000	120,000	45,000	150,000	75,000	小売業	80%	150,000	240,000	90,000	300,000	150,000	製造業等	70%	225,000	360,000	135,000	450,000	225,000	飲食業等	60%	300,000	480,000	180,000	600,000	300,000	不動産業	50%	375,000	600,000	225,000	750,000	375,000
	みなし 仕入率	5%の 納税額(A)				8%の納税額(B)		10%の納税額(C)																																								
				(B)-(A)		(C)-(A)																																										
卸売業	90%	75,000	120,000	45,000	150,000	75,000																																										
小売業	80%	150,000	240,000	90,000	300,000	150,000																																										
製造業等	70%	225,000	360,000	135,000	450,000	225,000																																										
飲食業等	60%	300,000	480,000	180,000	600,000	300,000																																										
不動産業	50%	375,000	600,000	225,000	750,000	375,000																																										
経理	⑭	売掛金や買掛金について、取引したときの税率が正しく確認できる管理方法になっていますか。 ※返品や値引、貸倒れが発生した際に、それが法施行日前の取引に係るものであるときは、旧税率を適用しますので、適切な税率処理をするために管理が必要です。	<input type="checkbox"/>																																													
	⑮	会計ソフトは税率変更に対応していますか。 ※2段階で税率引上げが行われるため、売上・仕入時点ごとに税率が異なる場合があり、複数の税率（最大3つ）に対応できるか確認が必要です。	<input type="checkbox"/>																																													
その他	⑯	駆け込み需要への対応を検討していますか。 ※在庫管理を行い、需要に対応できるようにしましょう。	<input type="checkbox"/>																																													
	⑰	住宅や土地の貸付けなどの賃貸事業者は、消費税増税に伴う経費の増加を吸収できますか。 ※NOの場合、賃貸料の値上げを行うべきか検討した方がよいでしょう。	<input type="checkbox"/>																																													